



高知市家具等転倒防止対策支援事業

～家具等の転倒防止器具の取付を無料で代行します～

事業概要 家具等の転倒防止器具の取付を無料で代行。※器具の代金負担は必要

支援対象 高知市に居住・住民登録のある世帯
※以前利用した世帯は対象外

申込期間 令和5年6月19日(月)～令和6年2月29日(木)

問い合わせ先 高知市地域防災推進課まで
※詳細については裏面もご覧ください

 高知市地域防災推進課 ☎088-823-9040
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階



(表面)

第1号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

高知市長 様

住所 高知市 _____

申請者 氏名 _____

※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

電話番号 _____

※ 連絡のとりやすい番号を記入してください

高知市家具等転倒防止対策支援事業利用申請書

高知市家具等転倒防止対策支援事業を利用したいので、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

また、高知市家具等転倒防止対策支援事業の利用を申請するに当たり、裏面の承諾事項及び高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

世帯の状況 ※申請者を含む。	氏名	生年月日			申請者との続柄
		明・大・昭・平・令 年 月 日			本人
		明・大・昭・平・令 年 月 日			
		明・大・昭・平・令 年 月 日			
		明・大・昭・平・令 年 月 日			
		明・大・昭・平・令 年 月 日			
固定家具等	◎取付けを希望する家具等の数を記入してください。※合計5点まで				
	たんす		食器棚		本棚
	テレビ		冷蔵庫		その他床置型の家具類 ()
駐車スペース	委託事業所がご自宅を訪問するにあたって、駐車スペース(一軒家の敷地内やマンションの来客用駐車場など)の有無をお伺いします。 <input type="checkbox"/> あり ※ 駐車スペースの確保にできる限りご協力をお願いします。 <input type="checkbox"/> なし				

(裏面)

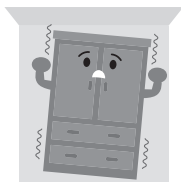
承諾事項

- 1 市長が、住所及び世帯構成を確認するため、住民票の記載事項を確認すること。
- 2 転倒防止器具の購入代金については、自己が負担すること。また、自己が転倒防止器具を用意する場合を除き、その購入については委託事業所に委任し、当該器具の取付け完了後速やかに当該器具の購入代金を委託事業所に支払うこと。なお、この支払について、市はその責を負わないこと。
- 3 自己及び同一世帯内の者以外の者が所有する居住用建物の場合、転倒防止器具の種類、個数及び取付け位置などについて、あらかじめ当該建物の所有者又は管理者との協議に努めること。
- 4 転倒防止器具の取付けによって、家具、壁等の連結部分が傷つくこと。
- 5 建物の構造及び家具等の配置状況によって、転倒防止器具が取り付けられない場合があること。
- 6 取付け完了確認後の家具等の移動、転倒防止器具の取り外しについては、自己の責任と負担で行うこと。
- 7 転倒防止器具を取り付けた箇所について建物の所有者又は管理者から原状回復請求を受けた場合、自己の責任で対処すること。また、器具の取付けを実施したことに関して建物の所有者又は管理者との間にいかなるトラブルが生じて、市及び取付けを行った委託事業所に対し、損害の賠償を求めないこと。
- 8 転倒防止器具の取付けは、地震等の災害により家具等が転倒等しないことを保証するものではないことを十分に理解した上で、取付け完了後においても、地震等の災害が発生した場合は直ちに自己や家族の生命を守る行動をとることに努めること。
- 9 地震等の災害により家具等が転倒等し、利用者又は利用者以外の者が負傷又は死亡しても、市及び取付けを行った委託事業所に対し、損害の賠償を求めないこと。

【 注 意 事 項 】

- 事前調査・器具取付けの際は、申請者の立会いが必要です。
- 取付支援ができる家具等の個数は最大で5点までです。ただし、家具等の形状が特殊である場合など、取付に時間を要する場合は、取付点数を4点以下に制限することがあります。
- 業者がご自宅を訪問するにあたって、駐車スペース(一軒家の敷地内やマンションの来客用駐車場など)の確保にできる限りご協力をお願いします。
- 申込状況等により、早期に受付を締め切ることがあります。お早めにお申し込みください。

申し込みから器具取付までの流れ



①「申請書」を提出

申請書を切り離して記入し、地域防災推進課まで持参または郵送してください。

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター3階

- ※令和6年2月29日(木)必着
- ※予算等の都合によって、申込期間であっても受付を締め切る場合があります。

②「利用決定通知」が到着

申請書を審査後に発送します。

③「日程調整」の連絡

利用通知決定に記載されている事業者から電話連絡があります。

※利用通知決定に記載された事業者以外が連絡をすることはありません。不審な電話等がありましたら地域防災推進課(☎823-9040)までお問合せください。

④「事前調査」の実施(1回目自宅訪問)

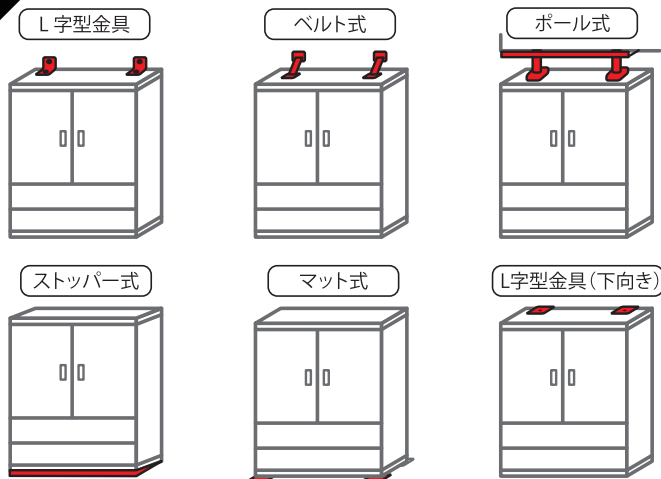
※事業者は必ず市の発行した「従事者証」を携帯しています。

ご自宅を訪問し、相談の上、器具の取付に必要な内容を決めます。

- ・取付場所
- ・取付器具見積り
(5点で約5千円~3万円)

見積り内容に納得いただければ、事業者が器具を用意します。

例



⑤「器具取付」の実施(2回目自宅訪問)

※事業者は必ず市の発行した「従事者証」を携帯しています。

1回目の訪問で決定した器具の取付けを行います。器具の代金を事業者にお支払ください。

